

平成29 年度新人学校薬剤師研修会 開催報告

千葉県学校薬剤師
常任委員 並木 佳久

平成29年4月16日(日)千葉県薬剤師会会議室にて新人学校薬剤師を対象とした研修会が、72名(新人学校薬剤師40名)と多数の先生方が参加のなか開催された。

平成28年4月の診療報酬改定により、かかりつけ薬剤師という項目が新しく出来き、そのかかりつけ薬剤師の申請条件の、「医療に係る地域活動の取組に参画していること」が条件の一つとされています。その地域活動に学校薬剤師が該当していることもあり、数多くの先生方が新たに学校薬剤師活動にご協力していただける結果となった。

まず始めに千葉県教育庁教育振興部学校安全課保健班 古市欣人先生より「学校環境衛生基準」について講演がありました。

学校環境衛生には以下の5つの目的[1.健康の保持増進 2.疾病障害から守る 3.学習効率の向上 4.清潔で美しく快適な生活 5.豊かな情操の陶冶(人間形成)]があり、児童生徒だけでなく、学校職員や児童生徒の保護者の安心と安全を確保するものである。

学校保健安全施行規則における学校薬剤師の業務内容として、学校保健計画、環境衛生検査、健康相談、保健指導、医薬品・毒物劇物の管理、保健管理に必要な用具及び材料の管理、保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導と定められている。

学校保健計画とは、年度当初に年間の学校環境衛生活動の計画を定めるのであり、学校薬剤師は積極的に参加し、指導・助言を行わなければならない。さらに医薬品教育、薬物乱用教育などにおいては、薬剤師による専門的な教育が求められるため、学校薬剤師は常に最新の知識を習得する必要がある。

学校環境衛生の検査項目には、以下の項目[1.教室等の環境(換気及び保温等、採光及び照明、騒音) 2.飲料水等の水質及び施設・設備(水質、施設・設備) 3.学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理(学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等、教室等の備品の管理) 4.水泳プール(水質、施設・設備の衛生状態) 5.日常における衛生管理(教室等の環境、飲料水等の水質及び施設・設備、学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等、水泳プールの管理)]がある。毎年時期を定めて、客観的・科学的に学校環境の実態を把握し、その結果基準に適合しないようであれば、必要に応じて適切な改善を行うなど、事後措置を講じなければならない。

次に、リオンテック株式会社より「学校環境衛生基準に対応する測定機器、ダニとその検出方法」についての解説がありました。学校環境衛生基準において、例えば温度・湿度測定は、アスマン通風乾湿計又は同等以上の方法、気流測定においてはカタ温度計又は微風速計で測定すると定められている。しかし近年、それらの測定機器に変わる操作が簡便な小型デジタル測定機器が多く使用されるようになり、測定効率の向上が図られるとのことであった。

講演終了後、照度測定、水質検査、空気検査、ダニ又はダニアレルゲン検査の項目毎に、実際に測定器具に触れながらの各論説明が行われた。